

○松山市教育研修センター条例

平成28年3月25日

条例第19号

(目的及び設置)

第1条 教育に関する研修及び研究を行うことにより、本市における教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、松山市教育研修センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、松山市文京町2番地1に置く。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 教職員（松山市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に勤務する者に限る。第5号において同じ。）の研修に関すること。
- (2) 教育に関する専門的事項又は技術的事項の調査研究に関すること。
- (3) 教育に関する資料の収集、作成及び活用に関すること。
- (4) 教育の情報化の推進に関すること。
- (5) 教職員が自主的に行う研修、研究その他の教育に関する取組に施設を提供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに、所長その他の必要な職員を置く。

(施設の使用)

第5条 教育委員会は、第3条の事業を妨げない限度において、教育文化活動を行う団体に、別表に掲げる施設を使用させることができる。

(使用の許可)

第6条 前条の規定により施設を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする団体は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の登録を受けるものとする。

3 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) センターの施設（附属設備を含む。第12条第2号及び第15条において同じ。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた団体（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の規定による処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認め

たときは、その全部又は一部を還付することができる。

(秩序維持)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) センターの施設を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上支障があると認める者

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、施設を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設の使用を終了し、又は中止したときは、速やかに使用した施設を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 センターの施設を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、不可抗力による場合を除き、市にその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第5条から第15条まで及び第17条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成28年3月31日教委規則第2号により、本文に係る部分は、平成28年4月1日から施行する。)

別表(第5条、第8条関係)

1 基本使用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
会議室	2,700円	3,600円	3,300円	9,300円
小研修 室1	2,700円	3,600円	3,300円	9,300円
小研修 室2	2,700円	3,600円	3,300円	9,300円
小研修 室3	2,700円	3,600円	3,300円	9,300円
中研修 室	5,400円	7,200円	6,600円	18,600円
大講義 室	9,900円	13,200円	12,000円	33,900円

- 2 午前・午後又は午後・夜間と継続して使用する場合は、それぞれの区分による使用料の額の合計額とする。
- 3 使用時間の超過に対する使用料の額は、30分（30分に満たないときは、これを30分とする。）ごとに当該区分の1時間当たりの額（午後・夜間の継続使用及び全日の使用に係る超過にあつては、夜間区分の1時間当たりの額）とする。
- 4 複数の小研修室を一体として使用する場合は、それぞれの使用料の額の合計額とする。
- 5 冷暖房使用料の額は、使用の許可を受けた施設の基本使用料の額に30パーセント

を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。